

中小企業の経営支援に関する取り組み

当組合は、営業担当者等が事業先をこまめに訪問しており、創業・新事業等の立ち上げを希望するお客さまはもちろん、創業段階を経て成長段階を迎えた事業先についても、その段階で発生するさまざまなお客さまのニーズをお聞きして、的確なアドバイスを行うよう取り組んでおります。

そのために、創業・企業再生基礎研修等に職員を派遣し、職員の能力向上に努めるとともに、創業や新事業展開を希望されるお客さまに役立つ情報を提供するため、(株)日本政策金融公庫と業務提携しております。

また、各店舗には創業・新事業のほか、事業承継や新型コロナウイルス対策に関する相談窓口を設置しており、経営相談や制度資金等に関する紹介もおこなっております。

創業・新事業開拓の支援状況

(令和1年4月から令和5年9月まで)

(単位:件)

(件数)	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度上期
創業支援	14	14	24	10	2
新事業支援	15	2	6	9	6
計	29	16	30	19	8

不良債権の状況

当組合の令和5年9月末の不良債権の状況は、自己査定結果に基づいて算出した結果を「金融再生法ベースによる開示債権」として開示しております。

令和5年9月末の不良債権は令和5年3月末から62百万円減少し、5,654百万円となりました。

また、不良債権比率は6.58%で、令和5年3月末(6.55%)から0.03%上昇しました。

協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和5年3月末	967	385	581	967	100.00%	100.00%
	令和5年9月末	1,072	282	790	1,072	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年3月末	4,352	2,474	1,265	3,740	85.94%	67.40%
	令和5年9月末	4,529	2,606	1,259	3,865	85.35%	65.49%
要管理債権	令和5年3月末	397	152	32	185	46.56%	13.19%
	令和5年9月末	52	14	6	21	40.03%	16.86%
三月以上延滞債権	令和5年3月末	—	—	—	—	—	—
	令和5年9月末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年3月末	397	152	32	185	46.56%	13.41%
	令和5年9月末	52	14	6	21	40.03%	16.86%
不良債権計①	令和5年3月末(イ)	5,717	3,012	1,880	4,892	85.58%	69.51%
	令和5年9月末(ロ)	5,654	2,903	2,055	4,959	87.71%	74.74%
不良債権の期中増減額(ロ-イ)		△62	△108	175	66		
正常債権②	令和5年3月末	81,506					
	令和5年9月末	80,240					
合計(①+②)	令和5年3月末	87,224					
	令和5年9月末	85,895					

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

(注4)「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1、および注2.に掲げるものを除く)です。

(注5)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、2、および注4.に掲げるものを除く)です。

(注6)「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権(注1、2、および注3.に掲げるものを除く)です。

(注7)単位未満は切り捨てて表示しております。

不良債権の保全状況

当組合の不良債権5,654百万円(上記のロ)のうち87.71%は、担保・保証等や貸倒引当金により保全しておりますので、万が一回収できなくても経営に大きな影響を及ぼす心配はないといえます。

また、未保全部分(695百万円)については利益剰余金などの純資産により十分カバーが可能な水準です。

